

事務連絡
令和7年8月28日

関係府省番号制度主管課 } 御中
各都道府県番号制度担当課 }

デジタル庁
デジタル社会共通機能グループ

特定個人情報の漏えい等事案の報告について（依頼）

日頃より、マイナンバー制度の適正な運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下、「番号利用法」という。）第52条においては、地方公共団体の機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人番号を収集したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処されることとされており、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第181条に規定する職権の濫用による個人情報の収集に対する罰則と比較して刑罰を加重することとしています。今般、地方公共団体職員が、住民基本台帳ネットワークシステムにより不正に入手したマイナンバーを用いて、個人情報を不正に取得したなどの疑いにより、番号利用法第52条等違反で逮捕されるといった事案が発生したところです。マイナンバー制度はデジタル社会の基盤であり、マイナンバー利用事務における個人情報の漏えいや不正・不適切な取扱い等の事案の発生は、デジタル社会の基盤であるマイナンバー制度の信頼を著しく損なうものであり、極めて遺憾であります。

番号利用法第29条の4の規定においては、個人番号利用事務等実施者は、「特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」が生じたときは、個人情報保護委員会に報告すること及び本人へ通知することが法令上の義務とされているところですが、今後デジタル庁においても、こうした事案が発生した場合には、制度所管庁として迅速に状況を把握し、原因究明を行う必要があることから、番号利用法第29条の4第1項に規定する個人情報保護委員会への報告を行う事案が発生した場合には、個人情報保護委員会への報告後、すみやかにデジタル庁にも事案の内容等を御連絡いただきますよう、御協力をお願いします。

貴職におかれては、この内容を承知の上、貴府省又は貴都道府県の関係部局に周知いただくとともに、実施について遺漏のないよう御指導方をお願いします。

併せて、関係府省にあっては貴府省所管で情報連携を行う独立行政法人等に対して、都道府県にあっては域内の市町村（特別区を含む。）並びに情報連携を行う一部事務組合及び広域連合に対して、この旨周知していただくようお願いします。

記

報告事項の例（形式自由）

- ・ 報告を行った個人番号利用事務等実施者の概要（組織名、所属、連絡先 等）
- ・ 事態の概要（発生日、事務の概要、番号法規則第2条各号該当性、委託の有無 等）
- ・ 事実経過（事実経過（時系列等）、外部機関による調査の実施状況 等）
- ・ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報の項目
- ・ 特定個人情報に係る本人の数
- ・ 発生原因（主体、原因（不正アクセス、誤送付、誤廃棄、紛失、盗難、不正利用等））
- ・ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- ・ 本人への対応の実施状況
- ・ 公表の実施状況
- ・ 再発防止策のための措置

- ※ 個人情報保護委員会に提出した報告様式を送付いただくなどでも問題ありません。
- ※ 内容により、詳細な状況把握のため、折り返し御連絡させていただく可能性があります。
- ※ 内容により、円滑な対応のため、関係府省庁に連絡・共有する可能性があります。

【連絡先】

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
ID 認証・マイナンバー担当
吉越・朝倉
連絡先 i.bangoseido@digital.go.jp